

# 農地保全整備事業

## 1. 目的及び趣旨

急傾斜地帯や侵食を受けやすい性状の特殊土壌地帯又は風害等を受けやすい地域において、農用地の災害の未然防止や保全を目的とする排水施設や防風施設等を整備することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的とする。

## 2. 事業内容

### (1) 農地侵食防止工事

#### ① 本工事

- ・農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修
- ・風食、風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備

#### ② 関連工事

- ・本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修
- ・農道の新設又は改修
- ・農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修
- ・本工事と一体的に整備することにより、人家、人命等に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設又は改修

#### ③ 排除工事

- ・特殊土壌又はサンゴ、石れき等の除去

### (2) 特殊農地保全整備工事

本工事及び関連工事の受益面積と受益面積のおおむね3分の2以上が重複するほ場整備、畑地かんがい又は農地開発であって、南九州畑作振興地域又は沖縄県における特殊土壌地帯において実施するもの（沖縄県にあつては、ほ場整備及び畑地かんがいに限る）

### (3) 農地機能保全対策工事

泥炭地帯等の土壌の特殊性に起因する地盤沈下若しくは土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害されることなどを防止するための農用地及び農業用排水施設の機能回復又は災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工等の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗渠排水若しくは整地

### (4) 特殊自然災害対策工事

特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理施設若しくは農地被覆施設の整備

## 3. 事業主体等

### (1) 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区等

### (2) 補助率（主なもの）

農地侵食防止工事	内地50%（シラス対策55%）、北海道50%、離島52%、 沖縄80%、奄美65%
特殊農地保全整備工事	内地50%、沖縄80%
農地機能保全対策工事	内地、北海道50%
特殊自然災害対策工事	内地50%

## 4. 平成19年度概算決定額

3,948,000（5,390,000）千円

【担当課 : 農村振興局整備部防災課】